

## 城崎庁舎雨樋清掃業務に係る未施行支払いについて

2022年度城崎庁舎雨樋清掃業務において、施行する前に業務代金の支払いを行っていた事案が判明しました。

### 1 当該業務の概要

- (1) 業務内容 城崎庁舎雨樋清掃業務（高所作業車を使用した大屋根の雨樋清掃）
- (2) 請負金額 178,200円（内消費税16,200円）
- (3) 業務の経過
- |            |  |
|------------|--|
| 2023年1月30日 | 当該業務の見積書 徴取                                    |
| 3月20日      | 2022年度内施行を前城崎振興局長 了承                           |
| 3月下旬~4月上旬  | 前地域振興課長 口頭により請負業者に発注                           |
| 4月上旬       | 現場での打ち合わせ（前地域振興課長・請負業者）                        |
| 4月20日      | 支出負担行為伝票起票（2023年1月30日付）<br>支出伝票起票（2023年3月31日付） |
| 5月8日       | 業務代金振込み  |
| ~2024.3月   | 前地域振興課長及び前地域振興課長から指示を受けた職員が、請負業者に何度か施行の督促      |
| 2024年6月5日  | 請負業者からの業務代金返還届 受理                              |
| 6月7日       | 業務代金返還<br>(結果、当該業務は施行していない状況です。)               |

### 2 判明した経緯

2024年5月29日、地域振興課 庁舎管理担当職員が、現地域振興課長（2024年4月1日着任）に本事案について報告したことで判明しました。

### 3 事案発生の経過

- (1) 前地域振興課長が、2023年4月上旬の現場での打ち合わせの際に、2022年度予算で執行するために、請負業者に2023年3月31日付の請求書の作成を依頼し、担当職員並びに同課参事兼課長補佐に支出伝票等の起票及び決裁を指示し、業務の施行前に業務代金の支払いを行いました。
- (2) また、同課参事兼課長補佐についても、本来ならこの事務処理を止めるべき管理監督職員でありながら、未施行状態であることを知ったうえで、前地域振興課長の指示に従い、伝票の決裁を行いました。

### 4 事案発生の要因

- (1) 順法意識の欠如  
(2) 管理監督職員として自覚の欠如

### 5 今後の対応

- (1) 再発防止のため、法令順守等綱紀の粛正を徹底します。  
(2) 関係者の処分を検討します。

《問合せ》

豊岡市役所城崎振興局 担当：富岡・山根  
TEL 32-0001（内線5000・5001）